

【宴会・会議等の施設のご利用規約】

アイリス愛知（以下「当館」という。）では、ご宴会・会議室等のご利用に関し、以下のとおり定めさせて頂いておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
当館をご利用の方は必ずご覧ください。

1 【利用時間】

ご宴会・会議室等の使用は、準備から撤去時間までを含め、契約時間内に終了されますようお願いいたします。

なお、契約時間を超える場合は、超過時間に応じて規定の追加料金をご請求させていただきます。

ただし、次の開場使用時刻との関連で契約時間の超過に応じられない場合もございます。

2 【有料人数の確認及び変更】

(1) 人数の最終確認

お料理等を用意する人数（以下「有料人数」という。）は、ご宴会・会議（以下「宴会等」という。）の開催日3日前に確認のご連絡をさせていただきます。

(2) 変更

確認以降に有料人数が減少した場合は、すでに手配が完了しておりますので、次にあげる項目により取消料金をご請求させていただきます。

ア 開催日当日のお食事時間が午後5時までの利用時間に該当する場合

開催日当日に変更が生じた場合は、既に確認済みの有料人数分をご請求させていただきます。

イ 開催日当日のお食事時間が午後5時以降の利用時間に該当する場合

a 開催日当日午前9時30分から正午までに変更が生じた場合

予約料理単価又はプラン販売価格の40%相当額に、減少した有料人数分を乗じて得た額をご請求させていただきます。

b 開催日当日正午以降に変更が生じた場合

既に確認済みの有料人数分をご請求させていただきます。

ウ 開催日当日までに有料人数がご決定でない場合

予定有料人数を定めていただき、その80%相当数（以下「責任数」という。）を設け手配を進めさせていただきます。

その際は、お客さまの有料人数が開催日当日に責任数に満たない場合でも、責任数分の料金をご請求させていただきます。

エ 上記の項目以外であっても有料人数が著しく減少し、損害につながると判断される場合

損害に相当する額をご請求させていただくことがあります。

3 【内金（予約金・前納金）及びご精算】

当館から概算のお見積金額を提示させていただいた場合、期間を定めてお見積金額の50%以上の内金をご請求させていただく場合がございます。

なお、お客様が主催されますディナーショー等で責任数が生じる場合は、開催日の2月前までに概算お見積金額の80%以上の内金をご請求させていただきます。

また、残金につきましては、開催日当日までにご精算ください。

4 【持込料】

ご宴会等で使用される商品をお客様でお持込みされる場合は、当館規定の持込料をご請求させていただきます。また、その際はご宴会等を円滑に運営するため事前に当館にご連絡いただき、了解を得た後に御手配をお願いいたします。

5 【損害賠償】

お客様（お客様の全ての関係者を含みます。）は、当館の施設、什器、備品等を破損したり、損傷しない様十分にご注意ください。

万一、施設、什器、備品等に破損・損傷等が発生した場合は、速やかに修復をいただくか、又はその損害賠償金をご請求させていただくことがございますのでご承知ください。

6 【禁止事項】

次にあげる項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

- (1) ご予約時の使用目的以外のご利用
- (2) 犬、猫、小鳥、その他愛玩動物類、家畜類等の持ち込み。(盲導犬を除く)
- (3) 発火又は引火性の物品など危険物の持ち込み。
- (4) 悪臭を発するものの持ち込み。
- (5) とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- (6) 施設内の備え付け品等の移動、損傷、汚損
- (7) その他法令で禁止されている行為
- (8) 事前の同意なしでの販売及びこれに類する行為

7 【違約金】

既にご契約をいただいたご宴会等をお取消になる場合は、次にあげる項目より違約金をお支払いいただきます。

なお、ご宴会等のご予約でお料理、お飲物等の料金が該当日まで未定の場合は、当館設定の料理単価を基準に概算のお見積金額をご提示させていただきます。

また、該当日前の取消であっても施設の損害につながる場合は、損害の実費に相当する額をご請求させていただきます。

- (1) 開催前日から14日前までの間に取消の場合
ご予約いただいたご宴会のお見積金額の40%
- (2) 開催日前日に取消の場合
ご予約いただいたご宴会等のお見積金額の60%
- (3) 開催日当日に取消の場合
ご予約いただいたご宴会等のお見積金額の100%
ただし、印刷代等手配済みの実費分については、取消日に関係なく、ご請求させていただきます。

8 【宴会等利用契約締結の拒否】

当館は、次にあげる場合において、宴会等利用契約の締結に応じません。

- (1) 宴会等利用のお客様に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者がいる場合
- (2) 当館の他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (3) 当館若しくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- (4) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合
- (5) その他、当館の宴会等の運営上支障があると認められた場合

9 【宴会等利用契約締結の解除】

宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなされるおそれがあると判断した場合、若しくは上記「8【宴会等利用契約締結の拒否】」に該当した場合、或いはこの規約の定めに従わない場合は、既にご契約いただいた場合でも、宴会等利用契約を解除させていただきます。

なお、この場合において、お客様に損害が生じる場合であっても、当館はその損害の賠償はいたしませんので予めご了承ください。